法律の現場から 99

政務調査費のお話し

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 白川 秀之

政務調査費の不正受給で、兵庫県会議員の記者会見が話題になりました。ただ、政務調査費を巡る不正は昔からあるのです。

政務調査費とは、議員の調査のために支出される費用で、愛知県議会では1人月50万円が支給されています。本来、議員活動に関係する、書籍購入、研修会の参加費、視察の諸費用に支出されなければなりません。

ただ、領収証等の添付が必ずしも必要とされておらず、支出のチェックが難しく、議員活動とは関係ない私的な行為等に支出されているため、市民から告発されることもあります。2009年度に愛知県議に支給された政務調査費のうち「事務所家賃」「車リース料」への支出の返還を求めた住民訴訟で、2014年1月16日に名古屋地裁は約2860万円の返還命令を出したこともあります。

今回の議員の件は政務調査費の問題を考える良い機会になったと思います。